

立科町第5次振興計画(素案)に対する意見・情報を募集します

町では、町政運営の指針となる「第5次振興計画(平成27年度から10年間)」を策定するため、住民意識調査の実施、各種資料に基づき公募委員を含めた検討委員会等での検討を重ねてまいりました。この度素案ができましたので、町民の皆さまから9月16日～10月3日(予定)までの間、意見や情報を募集いたします。多くのご意見等をお寄せいただきますようお願いします。

いただいたご意見等を計画に反映させるとともに、立科町振興計画審議会での審議、議会での議決を経て策定されます。

素案・意見提出の様式

第5次振興計画の素案は地域企画係窓口で閲覧できるほか、町ホームページで入手できます。(9月16日公表を予定しています。)意見提出の様式はホームページからダウンロードするか、地域企画係窓口で入手してください。

立科町公式ホームページ トップページ▶▶立科町の施策・計画▶▶各種計画・財政状況▶▶第5次振興計画

URL : <http://www.tateshina.nagano.jp/shisaku/177/2065/index.html> (第5次振興計画のページ)

※計画等に対する意見・情報の募集制度(パブリックコメント制度)とは

条例や計画など一定の政策の策定に際して、政策の案を公表して、それに対する意見・情報・改善案を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表する制度です。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

福祉係

の申請受付について

平成26年4月からの消費税の引き上げによる負担を軽減する措置として、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

給付金の支給の可能性がある方に、8月末に申請書を送付しておりますので、申請書の内容をご確認いただき、支給要件に該当する方は下記の期間内に申請を行ってください。

(※受け取ることが出来る給付金は、どちらか一つになります。)

- 申請受付期間 平成26年9月1日～平成26年12月1日
- 申請書類 ・申請書 ・添付書類(本人確認書類・指定口座が確認できる書類等)
- 申請書提出先 立科町役場 町民課 福祉係

臨時福祉給付金

(要件)

- ①平成26年1月1日において立科町に住居登録がある方。
- ②平成26年度分住民税(均等割)が課税されていない方。

(非課税者)

ただし、以下の場合には対象外となります。

- ・課税されている方に扶養されている場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合等

(支給額)

対象者1人につき1万円

対象者の内、次に該当する方は5千円を加算

(加算要件)

老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者。

子育て世帯臨時特例給付金

(要件)

- ①平成26年1月1日において立科町に住居登録がある方。
- ②平成26年1月分の児童手当の受給者。

ただし、以下の場合には対象外となります。

- ・平成25年の所得が、児童手当の所得制限限度額以上の方
- ・臨時福祉給付金の支給対象者

(支給額)

児童手当の対象となる児童1人につき 1万円

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。立科町や、その他関係機関よりATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。

- お問い合わせ先 町民課福祉係 電話 0267(56)2311 有線 2311